

資料 2-1

令和8年度岩手県認知症介護実践者等養成研修事業委託仕様書（案）

1 目的

認知症介護実践者等に対して、認知症介護の基本理念、基本知識を修得させることにより、認知症介護技術の向上を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 委託内容

- (1) 資料 2-2 「令和8年度岩手県認知症介護実践者等養成研修委託実施一覧」に記載する各研修について、企画提案した内容により実施運営すること。
- (2) 介護保険施設・事業所等への研修の周知に関すること。
- (3) 受講申込受付、受講者の決定及び受講決定者等への通知に関すること。
- (4) 研修講師への事前連絡、当日の対応及び謝金等の支払に関すること。
- (5) 計画的な研修の実施及び運営に関すること。
- (6) 県が作成する修了証書の交付に関すること。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 その他

- (1) 標記研修の実施に当たっては、本仕様書のほか「認知症介護実践者等養成研修事業の実施について」（平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日付け老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）に留意すること。
- (2) 標記研修のカリキュラムについては、上記「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」別紙1(1)～(5)に記載の標準カリキュラムに準拠するものとすること。
- (3) 各研修の実施にあたっては、事前に岩手県認知症介護指導者等と十分に打合せを行い、講師の分担、実習施設の決定、研修の進行等について協議を行うこと。
- (4) 修了者数等を計画的に管理するため、認知症介護研修推進計画として、各研修の目的、実施体制、対象者、受講人数、カリキュラム、実施場所等を定めた実施要領を作成のうえ実施すること。
- (5) 当該業務の従事時間数は、業務日誌等により管理すること。
- (6) 受注者は、個人情報の取扱いを伴う事務等を実施する際は次のイ～トに留意すること。
イ 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

- ロ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、発注者に報告すること。
 - ハ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
 - ニ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
 - ホ 受注者は、個人情報の運搬を行う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等する様子がないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
 - ヘ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
 - ト 個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、発注者の指示に従うこと。
- (7) 感染症対策を考慮の上、研修を実施すること。
- なお、新型コロナウイルス感染症等の拡大等の影響等によっては、事業内容の変更、中止又は代替策による実施を指示する場合があること。